



監査告示第11号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年10月1日から同月25日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月26日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

# 令和3年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象 上下水道課

2. 監査の期間 令和3年10月1日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和3年4月1日から令和3年8月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年12月24日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

- ・該当なし

### 【注意事項】

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①単年度の業務委託であるにもかかわらず、長期継続契約を締結しているもの
- ②契約保証金の免除要件が適していないもの

**【要望事項】**

契約について、特命随意契約によるものが多い見受けられた。契約の透明性、公平性、競争性等が厳しく問われている中、特にその随意契約とした理由、業者選定の理由については細心の注意を払い、契約事務を執行するよう要望する。

# 令和3年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象 子育て支援課

2. 監査の期間 令和3年10月1日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和3年4月1日から令和3年8月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年12月24日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

- ・該当なし

### 【注意事項】

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①契約保証金の免除要件が適していないもの

### 【要望事項】

- ・該当なし

# 令和3年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象 福祉課

2. 監査の期間 令和3年10月1日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和3年4月1日から令和3年8月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年12月24日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

- ・該当なし

### 【注意事項】

#### (1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①見積合わせに係る契約条項を示す期間について、適正な閲覧期間を確保していないもの

### 【要望事項】

- ・該当なし

# 令和3年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象 農業委員会事務局

2. 監査の期間 令和3年10月1日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

令和3年4月1日から令和3年8月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果について、概ね良好に事務処理されており指摘事項等はなかった。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】、【注意事項】、【要望事項】

・いずれも該当なし